

安芸高田市の歴史をたどる

中世安芸高田を伝える

毛利氏の歴史を語る清神社(二)

前号では県重要文化財の清神社棟札を紹介しましたが、この棟札と共に附指定として、同じく県重要文化財に指定されたのが「在銘連子窓断片」です。これはもと祇園社である清神社が、永禄11年(1568年)に社殿を新築した時に使われていた窓(社殿の側面の明り取り)の一部で、本来はこの2倍くらいの長さであったものとみられます。この裏側(本殿の内部側)には、当時本殿内で使用した灯明の煤が黒く付着しています。資料名の「在銘」とは、この窓枠の下に墨書のあることを指し、この記された二つの記事の内容が当時のことを伝える貴重な資料となっています。墨書は、元亀3年(1572年)3月3日から5日まで、京都・吉田神社神主の吉田兼右が滞在したこと、この4年後の天正4年(1576年)12月から翌年正月にかけて前関白の九条種通が滞在し、雪の中、

民衆を前に源氏物語の講釈を行ったことを記しています。

始めに記される吉田兼右の来訪については、前年11月に毛利輝元の招きにより宮島・厳島神社の社殿新築に伴う遷宮祭(神社の改築・修理の時、神体を移す儀式)のためにこの地域へ下向しており、その帰京直前に輝元に面会するため郡山城を訪れたことが多くの史料で確認されます。次の九条種通の来訪については、この種通は当時屈指の古典学者として知られており、今のところこの墨書以外にこのことを裏付ける史料は確認されていないため、それだけに貴重な記録といえます。最近の研究では、この種通の来訪が、当時織田信長により京都を追われた將軍足利義昭が備後国鞆にいた時期と重なるため、反信長勢力の義昭・本願寺への毛利氏の援助を仲介するため、郡山城を訪れた可能性が指摘されています。

参考文献

- ・『高田郡史』上巻(昭和47年)
- ・『日本文学』562号(平成12年)



写真1 在銘連子窓断片 縦53.2cm 横80.8cm



写真2 墨書部分

広島フラワーフェスティバルにおいて安芸高田市の神楽団が夜神楽を上演するというのでステージを見に行きました。上演開始まで1時間以上あるというのに基町クレド前に作られたステージ前は既に大勢のお客さんが。お客さんから聞くとともに「安芸高田の神楽は素晴らしいけれど」という声が聞こえてきました。神楽団の人たちが神楽に真摯に取り組む人々に楽しさや感銘を与えることに、同じ市民として嬉しく思うとともに、大変誇らしく感じられました。(山中)

小学校で英語活動の時間が設けられました。小・中・高校といると学びましたが、今となっては「もう少しやっておけば」と後悔するのが英語です。全然話せないから外国の方から話しかけられると冷や汗が出てしまいます。学びときは日本に住むのだから話せなくてもいいと思っていましたが、それは違つと今気付く。もう一度小学生に戻りたいと授業を見ながら思いました。(戸田)

貴船ハウスさんに取材にいきました。メンバーのみなさん、スタッフのみなさんが笑顔で迎えてくださいました。精神障害のことを何も知らなかったのですが、「誰がなってもおかしくない」と言われ、特別なことではないんだと教えていただきました。スタッフの方の「ぼちぼちでいいよ」という声かけが印象に残りました。(松村)

八千代湖の上を気持ちよく 安芸高田市カヌー体験教室

4月30日(日)八千代湖で、安芸高田市カヌー体験教室が開催されました。午前と午後2回に分けて開催された教室に安芸高田市内の小中学生19名が参加しました。晴天に恵まれたものの湖面は風が強く、カヌーをするにはやや難しい日でした。それでも参加した子どもたちは、今回の指導者となっていた同世代の八千代カヌークラブのメンバーたちから「手を伸ばして」などと教えてもらいながら、勢いよくパドルを漕いでいました。

笑顔で働こう。
NPO法人化に向けて
貴船ハウスの取り組み

人輝く・安芸高田

あきたかた
AKITAKATA
6
JUN 2006
No.58

笑顔で働こう。

NPO法人化に向けて 貴船ハウスの取り組み

精神障害を抱えながらも働きたいという願いから、地域の家族会と行政を中心に、平成2年に発足した精神障害者作業所「貴船ハウス」。この貴船ハウスがこのたび特定非営利活動法人（以後NPO法人）として再スタートしようとしている。今回は市内唯一の精神障害者作業所である貴船ハウスの取り組みを伝える。

作業所「貴船ハウス」の立ち上げ

作業所「貴船ハウス」は、高田家族会の活動の中から生まれた。高田家族会は、心に病を持つ人の家族たちが月に1回集まり、病気の理解を目的に家族同士で話をしたり、活動を行ったりしていた。そんな中、県内で初めて精神に障害を持つ人たちの作業所が立ち上がったという事例が、県の家族会連合会の会議で報告された。「自分たちがいる間はみてやることはできる。しかし、自分たちがいなくなってしまうたら、どうなってしまうのだろうか」家族会の会員

たちは強く心配をしていた。「できれば社会でもう一度活躍させてやりたい」。高田にも作業所を立ち上げようという話を持ち上がった。

作業所となるとまず問題となったのが、場所だった。家族たちが主体の取り組みだけに費用がない。また精神障害者というと、その当時は正しい認識が薄く、地域に対する印象もあまり良くなかった。県や町が中心になって施設を探し、しぼられた候補施設の地域へは、会員たちが説得に回った。そうしたいろいろな協力から、小規模作業所「貴船ハウス」は誕生した。平成2年4月のことだった。



現在の作業所は吉田の二丁目商店街にある。周りには各商店や吉田総合病院もあり、とても便利な場所に位置している。

立ち上げたものの取り組むべき仕事がなく、順調とはいえない日々が続いたが、少しずつ一般企業や福祉施設からの理解も深まり、作業が増えていった。自動車部品の下請け作業や、弁当の配達やちらし配り、おしめたみなどの作業が行えるようになった。この貴船ハウスに通う利用者たち（以後メンバー）は作業を通じて社会との交流や生活リズムの定着、就労意欲の向上に取り組んだ。すでに貴船ハウスを卒業し、一般企業や清風会などへ就職したメンバーも10人を超えた。

の厚意により跡地を借りることができ、ここで取り組みを続けている。作業所の運営は、神田会長を中心に5人のスタッフで行われている。また、月に1度ずつ、ボランティアグループの「むつわ会」の皆さんや、地域の民生児童委員の皆さんに手伝ってもらう日もある。貴船ハウスの1日は午前の検温と血圧の健康チェックから始まる。メンバーたちにスタッフから1日の仕事の流れが説明され、9時30分から仕事が始まる。休憩は午前と午後10分ずつと、昼に1時間。利用時間は午後4時までとなっている。

作業所「貴船ハウス」での活動

作業所の運営は、神田会長を中心に5人のスタッフで行われている。また、月に1度ずつ、ボランティアグループの「むつわ会」の皆さんや、地域の民生児童委員の皆さんに手伝ってもらう日もある。

いるが、その日の仕事の進み具合によっては、少し早く終わる日もある。

貴船ハウスでは各種行事も行われている。メンバーたちの誕生日には誕生会が開催され、誕生日を迎えたメンバーは、一言あいさつをし、一緒に手作りの料理で食事をしてお祝いする。また、みんなが楽しみにしている年1回の日帰り旅行や、月に1度はレクリエーションが計画される。どうしても室内での生活が多くなるために、郡山登山やソフトバレーやフライングディスクといったスポーツ活動など、屋外で体を動かす活動が多く計画される。そのほかは、クリスマス会などの季節的な行事を取り入れたり、いろいろなイベントにバ

精神障害って？

精神的なショックを受け、統合失調症・うつ病などといった病気や、認知症、薬物などの影響のため、長期にわたって日常生活や社会参加が難しくなってしまう障害。服薬をすることにより回復できる。ストレスやつまずきが原因であることが多い。



かん だ こう そう
神田幸三さん
貴船ハウス会長

作業所の設立に向け、高田家族会の代表として立ち上げに取り組む。設立以降は貴船ハウスの代表として、メンバーたちの自立を支える。

家族会を作ったのが今から20年前。その当時の活動を今と比べると、かくれるようにして行っていたように思います。それだけ地域の皆さんの精神障害に対する理解が深まってきたのだらうと思います。精神障害者を持つ家族とすれば、そっとしておいてもらいたいという気持ちもよく分かります。しかし、障害者を家族で支えるには限界がきます。まずは相談をしてみたいと思います。

また家族としては「がんばれ」と尻をたたきたい気持ちも当然あるでしょう。しかしあまり負担をかけるのではなく、のんびりと長い目で取り組んでいくのが良いと思います。「ぼちぼち」と安心感を与えながら毎日を過ごしていくのが良いと思います。

ザーの販売で参加したりしている。最初は呼び込みもできなかったが、売るための努力となるとはずかしさも消えて、メンバーも変わってきた。大きな声が出せるようになった。こうした作業以外の取り組みからも、社会参加を目指す。

メンバーたちは、市内各地からバスや自転車、自家用車、バイクなどで通っている。遠距離をバスで通うメンバーにとっては料金が大きな負担となっていた。合併前には、各町で足並みが揃わずに、これといった助成が行われていなかったが、平成13年度にあきたかた広域連合で通所費の一部が助成される制度ができ、現在も続く。「広域のメリット」とスタッフたちも喜ぶ。

作業所「貴船ハウス」法人化へ

貴船ハウスの存続の危機が訪れる。昨年の秋、障害者自立支援法が成立された。この法によると、無認可の小規模作業所も障害者福祉計画に基づき、法人化が要件となった。以前から社会福祉法人化への検討を行ってきた。しかし社会福祉法人への道は資金面の条件や規定などが多く、貴船ハウスが持つ力では条件を満たすことがで

きそうになかった。社会福祉法人化への道は暗礁に乗り上げていた。法人化が行われないと国や県や市などから作業所へ出されてきた補助金がなくなってしまうというのだ。補助金がなければ運営ができない。「ここがつぶれたらどうしようか」という不安が、メンバーにある。法人化することによって補助金を確保し、メンバーに安心してもらいたい」スタッフたちは考えた。市とも検討を重ねた。出し



作業所の中は、実に心地よい音量の音楽が流れている。これはメンバーたちによってCDが持ち寄られているそうだ。

た答えがNPO法人への道だった。障害者自立支援法が施行される4月を目前にした3月30日、設立総会を開催し、NPO法人格の取得を決議した。この法人化のために必要であった役員体制も、地域の民生児童委員やボランティアたちの大きな協力でできあがった。県の認可となるNPO法人。現在、申請中で秋には法人として認定される見込みだ。そうなること安芸高田市に初めてとなるNPO法人としての作業所の誕生となる。

自立に向けて

今年4月の障害者自立支援法が制定され、身体・知的・精神それぞれで行われていた制度がこのたび一本化された。料金をみてみると、障害者たちは各種福祉サービスを利用すると、利用しただけ所得などに応じて公平な負担を支払うことになった。貴船ハウスの活動も自立を支援する福祉サービスの一つとなり、ゆくゆくはメンバーたちの負担も増える。貴船ハウスのスタッフたちは、この大きな転換期も正面から受け止めて、スタッフの増員、相談業務の充実、メンバーたちの送迎などといった新しいサービスをやって、メン

バーたちと一緒に自立に向けて取り組んでいく予定だ。

取材に訪れた日、この施設へ見学に訪れた親子がいた。スタッフもメンバーもそれまで行っていた作業の手を休め、自己紹介が始まった。みんなやさしいまなざしで新しい仲間になるかもしれない来所者を迎えた。そして「最初はコーヒーを飲みに来るだけでもええんよ。毎日来んでもええ。来てみようかねと思う時だけ来てみたらええね」と笑顔でその親子に伝えていた。

「とりあえず来てもらってみたいとどんなところかも分かってもええせん。そしていろいろな取り組みを一緒に行ってみないと、自分にとって合うか合わないかも分かりません。最初は病院から家に帰る休憩場所としても立ち寄ってもええたらよいと思っています」とスタッフの一人は言う。メンバーたちもみんなそこから始まっている。月1、2回の来所が、月5、10回と増え、そして毎日の通所につながる。新しい仲間の参加はメンバーたちにとっても活動や生活の喜びになる。同じ障害を抱えているだけに、分かり合えることは多い。

「胸を張って貴船ハウスに行っていますと言ってもらえるようにする」と神田会長は話す。地域の中でしっかりと生きていく、社会へ参加する第1歩を踏み出す足がかりとなるのが貴船ハウスでの取り組みだ。周りのみんなにも精神障害を正しく理解してほしいと神田会長は願っていた。最初はだれも自分を出し切れない。そして自信もない。メンバーたちは貴船ハウスで過ごして、ときに地域の皆さんにも見てもらって、知ってもらう、自信と経験を積み重ね、着実に一歩ずつ自立への道を歩む。

取材を終えて

「はずかしがることはない。好ましく病気になるたのではないのだから」神田会長がいつもメンバーたちに伝えている言葉だ。大きな衝撃から一人で悩み、家の中でふさぎこみ、社会との接触を断ってしまう場合が多いといわれる精神の障害。家の中から1歩出ることから挑戦がはじまった。仲間同士で高めあい、励ましあい、そして最終目標は就労をめざす。貴船ハウスを訪れることが社会との交流になっていく。この施設に通えるようになると、表情が変わってくる

笑顔で働こう。

NPO法人化にむけて
貴船ハウスの取り組み

作業所の中に、みんなの似顔絵がはってあった。メンバーの一人が描いたという。特徴がしっかりとらえられて、どれも笑顔ばかりだった。



貴船ハウスのスタッフの皆さん

左から信田さん、下田さん、井上さん、岩見さん、橋本さん。

1日1回はメンバーのみんなの声が聞けて笑顔が見られるといいなと思っています。メンバーたちから自発的に声をかけてくれるような雰囲気づくりに努めています。そのためにまずは自分たちのことを知ってもらおうと心がけています。相談をしてもらうのはうれしいことです。だんだんと信頼をしてもらっているのかなと感じます。

メンバーたちと一緒にいて感じるのは、みんな争い事がきらい、ものすごく気を回し、人のことでも自分のことと置き換えて考えるという、とても純粋で人間的な人たちです。そして一番大きく感じたことは、人の心の中は見えないということです。ここでの活動で改めて人の気持ちを考えることの大切さを感じています。

るそうだ。少しずつ、少しずつ変わってくる。メンバー同士の交流の中から笑顔も生まれる。貴船ハウスには多くの人たちの

支えがあった。ボランティアでの支え、企業からの業務の提供などでの支えなど。作業所の活動資金がなくなってしまうかもしれないといった危機も、NPO法人化という手段で作業所を存続させた。しかしこれからもっと多くの支えが必要となる。みんな支えあって暮らしている。健康者も、障害者も、みんな地域の一人。まずは正しくお互いのことを知り合うことが必要だろう。そこからできることを行う「支えあい」が始まるのかもしれない。

危険業務従事者叙勲



瑞宝単光章
山繁 一之さん (吉田町)

元 県警部
37年間の在職中、刑事、地域、交通、駐在と広島県警内のあらゆる分野の職務を歴任。中でも、機動捜査隊や、県民の相談窓口となった広報課県民係それぞれの初めての担当として活躍した。



瑞宝単光章
岡茂 三郎さん (美土里町)

元 美土里町消防団分団長
昭和24年消防団に入団。以来44年、確固たる信念により災害活動から訓練、防火啓発など全ての消防団活動の推進に取り組んだ。特に消防団活動の中では、「団体行動の大切さ」を先輩から学び、次代へと伝えた。

春の叙勲



瑞宝双光章
山藤 照明さん (美土里町)

元 美土里町消防団長
昭和24年消防団に入団。以来46年、魅力ある消防団を目指して、消防音楽隊の立ち上げや、団長時代には消防団活性化計画も策定した。「多くの先輩・後輩団員たちと共に歩んできた46年だった」と消防団活動を振り返った。

広島県知事表彰

交通安全功労者



高地 哲己さん (甲田町) が受章

広島県交通安全県民大会で、市交通安全運動推進隊甲田分隊員の高地哲己さんが、広島県知事表彰を受賞しました。

大土山憩いの森キャンプ場を毎日掃除

八賀俊明さん・淑子さん

甲田と向原とのちょうど境にある大土山憩いの森キャンプ場。このキャンプ場を管理しているのが、甲田町の八賀俊明さんと淑子さん夫婦です。1年間、毎朝掃除と午後から定期見回りを行っています。

八賀さんが甲田町に移住して10年以上になります。自然の中で毎日何かの仕事をしながら暮らしたいと大土山の麓に土地を買い、家を建てました。そして地域の方からキャンプ場の管理人役を受け継ぎました。

八賀さん夫婦はこのキャンプ場を「庭みたいなもの」という気持ちで管理に取り組んでいるといいます。「広い面積、やりたいことはいっぱいあります。相手も生き物。草刈りだけでも大仕事です。目につくところからぼちぼちやっているのですよ」とやさしく微笑む俊明さん。公園みたいにきれいにしようと、現在まで整備するのに5年を費やしたといいます。「登山者から登山口のトイレが一番きれいといわれてうれしかった」とは淑子さん。いつもお客さんが訪れるか分からないうちに掃除に余念がありません。時には大土山登山道の整備にも出かけます。大土山憩いの森キャンプ場には、すみずみまで八賀さん夫妻の愛情が行き届いていま

●広報あきたかたへの情報提供、ご意見、注文、感想を聞かせてください。
広報あきたかたでは、がんばっている人、グループなどの情報提供を待っています。あなたの身近な人などを紹介してください。
また、広報あきたかたへのご意見、注文、感想なども大歓迎です。(掲載できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)
あて先は、
〒731-0521
安芸高田市吉田町常友1564番地2
安芸高田市自治振興部企画課
「広報あきたかた」担当係
TEL 42-5612
FAX 42-4635



ゴミ拾いも毎日行う。最近の利用者はマナーが良く、ゴミのポイ捨てが減ったことを喜ぶ。

八賀さんの車の荷台はキャンプ場管理用具でいっぱいだった。

安芸高田市サンフレッチェ広島ファンクラブ2006年度会員募集中

安芸高田市サンフレッチェ広島ファンクラブでは、2006年度の会員を募集しています。主な活動は、Jリーグのホームゲームに毎回、バスで応援に行くことです。皆さんも会員になって一緒に応援をしませんか。

- 会費は年会費 1,000円
- 応援参加費 1,000円 (チケットは希望者に斡旋します。)



ファンクラブマスコットも合わせて募集

また、マスコットキャラクターを募集中です。安芸高田市にふさわしいキャラクターを考え、ご住所・氏名・連絡先・キャラクターのコメントを添え、ふるってご応募ください。締め切りは、6月30日(金)です。
くわしくは、吉田サッカー公園(☎42-1600)へお問い合わせください。

ファンクラブ会長に聞く

住吉峰男さん(甲田町)

サンフレッチェ広島の選手たちがこの安芸高田市で練習に取り組んでいるということは、市の宝だと思います。こんな田舎の町でサンフレッチェや湧永製菓などトップチームが活動しているところは他にはないと思います。このまちに住む一人として、どちらのチームも何かの形でエールを送りたいと思っています。

サンフレッチェも最近調子が上向いてきました。ぜひともみんなで応援してもっと、もっと盛り上げていきたいと思っています。また、市民の皆さんには、サッカー公園にも行って練習を見学してもらいたいと思います。トップチームもユースチームも練習していますが、特にユースチーム。最近のトップチームはユース出身の選手が多く活躍しています。すばらしい素質を持った若い選手が多いということです。そんなユースの選手たちを、「自分が育てるんだ」という気持ちで応援してあげてほしいと思います。安芸高田市民だからこそできる取り組みですし、選手たちにとっても励みになるはずですよ。



平成17年度 体育賞表彰者

■県体協体育賞表彰

- 佐々木学(甲田) 昭和56年から地区体育協会の運営に貢献
バレーボールの普及振興に尽力
- 幸田明久(向原) 平成元年から卓球の普及、卓球スポーツ少年団の健全育成に貢献

■市体協体育賞功労者表彰

- 合原秀昭(八千代) 平成9年から卓球の組織強化・普及に尽力
- 住吉順子(八千代) 昭和49年からソフトテニスの普及振興・組織強化に尽力
- 角保真留美(高宮) 平成8年からビーチボールバレーの普及・発展に尽力
- 金行哲昭(甲田) 平成2年から地区体育協会の運営および普及活動に尽力 陸上競技の普及活動に尽力
- 箕越秀美(甲田) 平成2年から地区体育協会の運営および普及活動に尽力
- 植信子(向原) 昭和61年からバレーボールリーグの普及・発展に、平成11年からはインディアカの普及・発展に貢献
- 小椋千津子(向原) 昭和54年からバレーボールリーグの普及・発展に、平成12年からはソフトバレーボール普及・発展・審判などに貢献

■市体協体育賞成績優秀表彰

- 戸田泰之(吉田) 全日本卓球選手権大会ホープスの部出場、第8回広島県小学生卓球交流大会男子ホープス2位ほか
- 難波龍貴(吉田) 広島県中学生空手道選手権大会男子個人組手の部準優勝 全国中学校空手道選手権大会男子組手個人戦出場
- 折田幹夫(吉田) 広島県シニア総合スポーツ大会卓球(ラージボール) 59歳以下の部シングルス優勝 ダブルス優勝

- 川本賢二(吉田) 広島県ラージボール卓球選手権大会59歳以下の部シングルス優勝 ダブルス優勝
- 松村澄夫(吉田) 広島県マスターズ卓球大会69歳以下シングルス2位
- 矢野行雄(吉田) 広島県シニア総合スポーツ大会卓球(ラージボール) 69歳以下の部シングルス第2位 ダブルス優勝
- 原宏治(八千代) 中国マスターズ陸上競技選手権大会800m 35~39歳1位ほか
- 中野芳樹(八千代) 広島県クロスカントリー大会5km 50歳以上2位
- 小浦麻美(八千代) 国民体育大会ソフトボール競技広島県代表
- 西岡和代(高宮) 全国中学校柔道大会44kg級5位
- 西岡和志(高宮) 全国高等学校総合体育大会柔道競技73kg級優勝、アジアジュニア柔道選手権大会73kg級3位ほか
- 宮田雄大(高宮) 全日本学生柔道体重別選手権大会66kg級3位
- 藤田奈穂(甲田)・徳山あさみ(甲田) 寺尾育恵(甲田)・川井莉沙(甲田) おかやま国体ハンドボール競技少年女子出場
- 平尾賢(甲田) おかやま国体馬術競技成年男子出場
- 松本知佳(向原) 第5回全日本少年少女空手道選手権大会出場
- 白砂紅美子(向原) 全国高等学校総合体育大会第58回全国高等学校陸上競技対校選手権大会200m出場
- 藤井和哉(向原) 第32回全国高等学校空手道選手権大会出場
- 山本滝太(向原) 第32回全国高等学校空手道選手権大会出場
- 山本純(向原) 第25回全国高等学校空手道選抜大会出場
- 江本良時(向原) 国民体育大会秋季大会相撲競技出場
- 広島県立向原高等学校女子ハンドボール部(向原) 第29回全国高等学校ハンドボール選抜大会出場、第29回全国高等学校ハンドボール選抜大会広島県予選会優勝、第29回全国高等学校ハンドボール選抜大会中国地区予選会3位

参加者たちと一緒に春を楽しむ 高宮町志部府で春の森の家族の一日を開催



4月30日(日)高宮町の志部府にある面山森林公園で、春の「森の家族の一日」が開催されました。広島市などから23家族84名が参加しました。

参加者たちは、竹で器を作り、きねでもぎ餅をつき、昼食はバーベキュー、午後からは、たけのこ掘りと山菜採りを行いました。「今年はまだタケノコが少ないんよ。それがイノシシにもやられてね」と地域の皆さんはこの日を迎えるにあたり少しの心配もありましたが、参加者たちと一緒に春の一日を楽しんでいました。

来年100周年を迎える吉田高校 創立100周年記念事業実行委員会 総会を開催



平成19年11月に創立100周年を迎える吉田高等学校の同窓生・教職員・保護者などが中心となり、創立100周年記念事業実行委員会が結成されました。4月30日(日)吉田高校農村コミュニティセンターで、実行委員会のはじめの総会が開催され、約60名の実行委員たちが集まりました。

この日、来年11月に向けて、記念誌の発行、記念式典や記念祝賀会の開催、学習環境施設の整備などに丸となって取り組んでいくことが確認し合われました。



約5,000人がみどりの日の一日を楽しんだ 第18回美土里祭

4月29日(祝)、神楽門前湯治村で第18回美土里祭が開催されました。今年的美土里祭は、美土里町出身者の会の出店や、乗馬体験がはじめて行われました。

美土里町出身者の会の店では、出身者の皆さんが、今、巷でブームとなっている日本酒のワンカップを販売していました。また、餅つき体験コーナーでは、子どもたちが楽しそうにお餅をついていました。天候にも恵まれ、約5,000人が神楽などを楽しみました。

ホット な 話題

AKI TAKATA
My Town Topics

このコーナーは市内のいろいろな出来事を紹介するコーナーです。皆さんの身近な出来事を知らせてください。

連絡先
安芸高田市 企画課
TEL 42-5612

〒731-0521
安芸高田市吉田町常友1564-2
Eメール info@akitakata.jp



フラワーフェスティバル 「ふるさと神楽 de Night」 安芸高田市から2神楽団が 出演

「ひろしまフラワーフェスティバル」の「ふるさと神楽 de Night」で神楽の上演が行われ、3日は基町クレド前で錦城神楽団(美土里町)が、4日には県庁前広場で原田神楽団(高宮町)がそれぞれ上演しました。



安芸高田市ではじめて 開催 平成18年度春 季広島県市長会議

4月26日(水)安芸高田市内ではじめて、広島県市長会が安芸高田市甲田支所で開催されました。県内の14市の各市長らは会議終了後、湧永製薬株式会社の見学を行いました。



吉田歴史民俗資料館 「あきたかたの狛犬」 展開催中

4月29日から吉田歴史民俗資料館で、狛犬(こまいぬ)の企画展が開催されています。市内の社寺から集めた約80体の狛犬を展示。普段何の気なしに見過ごしている狛犬も、作られた状況、時代によってそれぞれ特徴があり、作風を楽しめます。この企画展は6月25日まで開催中です。



ブルガリア国「バラの女王」が 安芸高田を訪問

5月7日から8日、ひろしまフラワーフェスティバルなどに訪れていたブルガリア国「バラの女王」ブラメナ・イヴァノヴァさん(写真左から2人目)が安芸高田市を訪問しました。7日は神楽門前湯治村で神楽や湧永庭園を見学、その夜はホームステイをして、翌日は市役所などを訪れました。



長い台詞も半日で覚えるほど熱心に 取り組みました。 市入りの子ども歌舞伎

5月5日(祝)吉田町で開催された市入りで、今年も子ども歌舞伎が上演されました。この日に向けて、出演が決まった吉田中学校の2年生の6人は、4月中旬から練習に取り組みました。長い台詞も半日で覚えたというほど熱心に取り組み、八雲山と千歳山の2台のだんじり屋台の上で、見事に役を演じました。

この日、2台のだんじりに乗った役者たちは、街中の各所で10回以上公演し、集まった多くの人たちから大きな声援を集めていました。



辻駒推進員の視点。
目的がはっきりと
している活動

子どもたちから「ありがとうございました」と感謝の言葉が出ています。やはり周りの大人たちの取り組み次第なのだと感じました。大人が本気で一生懸命取り組む姿を、子どもたちはちゃんと見ています。子どもが良いことをしたらしっかりとほめて、逆に悪いことをしたら愛情をもってしっかりとしかってやるのが、地域の大人たちの役割なのでしょう。まさに小原地域では地域ぐるみでの子育て実践中だと感じました。

住民の皆さんの振興会活動への理解はまだこれからの段階です。振興会が行う取り組みの目的をしっかりとさせ、地域全体に伝えていくことが必要でしょう。この小原地域振興会の取り組みは実に目的がはっきりしています。見守る人が帽子をかぶって外に出るという活動もだれが見てもわかりやすく、また地域が一丸となって取り組んでいる姿が伝わってきて、魅力ある地域であることを感じます。実際に下校時間に通学路に立ってみると、実に黄色の帽子が目立ちました。この帽子が見守りの一員だということが一目でわかります。子どもたちにもわかりやすい。この帽子が良いですね。良いところは学ばばよい。私もうちの地域で作ってみようかなと思いました。



1. パトロールを1年間取り組んできて、1件だけ怪しい人物を目撃したという報告が残っていた。しかし児童が再び不審者から声をかけられたという事件は起こっていない。
2. 地域の自動車販売店から1台無料で振興会が譲り受けた。費用をなるべく抑えようと、スピーカーなども地域内からの借り物。
3. 振興会で200個作った帽子。畑仕事でもかぶっているのは意識を持っている結果だろう。
4. 保護者たちも動かすにはいられないと、安全の標語をシート生地の布に描き、地域内に掲示した。

甲田町・向原町児童防犯大会

現在・未来を通じ、子どもたちが健やかに育ってくれることを願って、音楽を通じた防犯指導を行います。

■とき・ところ

7月12日(水)
 10:00～向原小学校体育館
 14:00～甲田若者定住センター「ミュージズ」

■対象 甲田・向原の小学校児童・保育園児・関係団体・安芸高田市民

■出演 広島県警音楽隊・防犯ソング「イカのおすし」を歌うグループ kira ☆ kira (キラキラ)



地域としても小学校は心のよりどころの一つです。子どもたちは地域の宝。子どもたちを守ることをつうじて、どんどん大きくなっていく新しいつながりを感じるだけに、振興会が主催して行う「盆踊りがおもしろいことになりそうだ」と、振興会の役員たちはほおを緩めています。

分たがが住む地域のために、だけれがやらないといけないことをやっていると、振興会活動の取り組みの意義を伝えることもこれからの取り組みの一つです。しかし、この小原地域では、子どもたちを守るパトロールをつうじて、保護者たちや子どもたちと意思の疎通はできつつあります。地域活動の大切さが伝わっていると感じています。

地域振興推進員 辻駒健二と尋ねる

地域力。

VOL.2 小原地域振興会

**週1度、地域内をパトロール
 下校時には毎日見守り**

**地域の力で児童を守る取り組みが
 新たな連携を生んでいる**

地域の子どもが不審者から声をかけられた。学校でも家庭でも目が行き届かない下校時。数人の有志で見守りを始める。数人での取り組みは、幅を広げて地域全体での活動になった。パトロールカーで週1回、安全を呼びかけながら地域内を回る。また各地域では、下校時間に子どもたちの見守り活動。学校や各種団体などもそれぞれができる取り組みを始めた。パトロール活動も2年目を迎え、子どもたちを守る地域の力は、大きく強くなっている。

小原に不審者が出た。何かの取り組みができないかと有志数人で見守り活動をはじめた。一昨年の12月のことでした。小田小学校の児童が不審者に声をかけられるという事件が起きました。小原地域振興会の役員たち数人で小学校を訪れて校長先生と話をしました。その話の中から分かったのは下校時間が危ないということでした。できることからやってみよう、有志が担当地域を決めてパトロールをはじめました。地域にとっては下校時間が分からないという問題点も、小学校が終了時間ごとの集団下校をさせることで解決させていきました。

有志たちはこの児童の安全を守る活動を継続して取り組める体制とするため、振興会の活動にできないだろうかと考えました。小中学校のPTAの代表や女性会、老人会や児童クラブ、小学校の校長先生などを交えて検討を重ね、昨年4月から地域ぐるみで本格的に取り組みをはじめました。振興会で作った黄色い帽子。この帽子をかぶることが子どもたちを守る意思表示になる。小原地域振興会では、学校区内を車で回り注意を呼びかけるパトロールと、小原地域振興会を組織する9つの単位振興会が各地域で通学路の見守りを行うという、2つの取り組み

を行っています。車でのパトロールは、役員たちの話し合いの中での「専用のパトロールカーがあれば」という話を実現しました。週1回、月ごとに決められた曜日に行っています。毎回2人体制で、一人が運転をして、一人が決めたルートを見守ります。この当番は各単位振興会から順番に、1人ずつ出るように割り振られています。学校区内をぐるぐる回って約1時間、パトロールカーで巡回した後月に1度は、学校内の防犯安全パトロールも行っています。そして、パトロール終了後には日誌をつけています。

また、各単位振興会での見守



り活動は、各単位振興会で決めた場所に出られる人が出て、子どもたちを待ちます。特に県道を横断しなければならぬところなどは、黄色い旗を持って立っています。授業の終了時間が約1時間遅うときもありません。そのときには、出直してでも見守る人もいます。小原地域振興会では、このたび2回目の出発式を小田小学校で開催しました。小学校の全児童と保護者、そして地域からも多くの人が参加しました。新1年生が入学してきたこの時期に、みんなそろって意識を高めて、気を引き締め合いました。この中で、振興会が作った「安全パトロール」とプリントされた黄色い帽子を参加者に配り

ました。帽子をかぶって外に出るといことが、自分は子どもたちを守ってやるんだという意思表示になります。子どもたちにも目印になります。「お互いさま」の気持ちで地域をつなぐ。パトロールが地域の絆を強くする。数人で始まった取り組みが地域全体へ広がりました。保護者たちも子どもたちも、この地域の取り組みへの感謝の気持ちが行動として現れてきているといえます。保護者たちは、「ありがたいと地域の方々に伝えたいのですが」と学校のほうへ感謝の気持ちを伝えていきます。また子どもたちはあいさつが変わってきました。見守りをはじめたところから比べると見違えるほど、今では全員が大きな声で「ただいま帰りました」とあいさつをします。また最近では「ありがたいとございます」という言葉も聞こえるようになったそうです。学校でも「見守られることが当然と思うのではなく、見守ってもらうには、何かを幸せと思おうように」と伝えられているのだそうです。役員の一人が言いました。「振興会は、役員たちが好きでやっていることと思われてしまうこともある。そうではなく、自



子育てワンポイント

歯の健康

歯は心臓や胃、腸などと同じからだの重要な器官の一つです。永久歯に生え変わる乳歯ですが、乳歯のむし歯は永久歯にも影響を与えます。むし歯になりにくい丈夫な歯をつくりましょう。

■乳歯の役割

- 食べ物をかむ
- 発音を助ける
- 顔の形を整え、あごの発達を助ける
- 永久歯が正しく生える時期と場所の目印になる。

■むし歯の要因

「歯の質」「むし歯菌」「歯の表面に残った糖質」の三つが重なったときに発生する。

■むし歯予防のポイント

- 甘いものは控えめにする。
- おやつをだらだら食べさせない。
- おとなの仕上げ磨きで点検を。
- 定期的に歯科検診を受ける。
- よくかむ習慣をつける。だ液の量が増え、口の中をきれいにする効果がある。
- おやつを食べ方
 - 時間、回数を決め、口の中に長い時間、糖分を置かないようにする。
 - おやつの種類を選ぶ。アメ、チョコレートなど糖分が長い時間、口の中に残るものは特に気をつける。
 - のどが乾いたらジュースではなく水、お茶を飲む。
 - おやつ後の歯磨きも忘れずにする。

健康診査

月日・受付時間	対象	会場
6月1日(木) 13:00~13:15	1歳6~8か月児(甲田町向原町在住の方)	(甲田町) ふれあいセンター こうだ
6月12日(月) 13:00~13:15	1歳6~8か月児(吉田町・八千代町在住の方)	(吉田町) ふれあいセンター いきいきの里
6月15日(木) 13:00~13:15	3歳4~6か月児(美土里町・高宮町在住の方)	(高宮町) 基幹集落センター
6月22日(木) 13:00~13:15	3歳4~6か月児(吉田町・八千代町在住の方)	(八千代町) 人権福祉センター

健診内容は診察、身体計測、食事・歯・ことばなど育児全般における個別相談
※対象者には個人通知します。

育児相談

月日・受付時間	会場	相談員	お知らせ
6月2日(金) 10:00~11:30 13:00~14:30	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里	保健師 栄養士 歯科衛生士	歯ブラシ持参 ※吉田町在住の生後4か月児及び2歳6か月児対象(対象者には個人通知あり)
6月5日(月) 10:00~11:30	(八千代) 保健センター		歯ブラシ持参
6月7日(水) 13:00~16:00	(甲田) ふれあいセンター こうだ	心理判定員 (子育て相談員)	要予約(予約先: 保健医療課)
6月13日(火) 13:30~15:00	(高宮) 基幹集落センター		
6月14日(水) 13:30~15:00	(向原) 保健センター	保健師 栄養士 歯科衛生士	歯ブラシ持参
6月16日(金) 13:30~15:00	(吉田) ふれあいセンター いきいきの里		
6月19日(月) 10:30~15:00	(吉田) 吉田人権会館	児童福祉司 心理判定員 ※要予約	予約先:こども家庭センター (TEL 082-254-0381) もしくは保健医療課
6月21日(水)	(甲田) ふれあいセンター こうだ	保健師 栄養士 歯科衛生士	歯ブラシ持参
6月28日(水)	(美土里) 山村開発センター		

※吉田町以外の支所では、育児相談に合わせて「4か月児相談」「2歳児相談」を同時開催いたします。(各支所とも対象者には個人通知します)
※育児相談はどこの会場を利用されても結構です。お気軽にご参加ください。



親子で楽しむ 図書館で開催される 行事

図書館でいろいろな行事が開催されていることをご存知ですか。職員や絵本の読み聞かせグループの皆さんたちによって取り組まれているこの行事、今回は田園パラッツォで月1回開催されている「おはなしタイム」におじゃましました。

これは、図書館のスタッフが子どもたちへの絵本の読み聞かせと工作を行っています。この日は、地元の学生たちの協力により、歌って手遊びをして、とてもアットホームな雰囲気が始まっていきました。4冊の絵本を読み、牛乳パックを使って口ケットを作りました。

有線放送での案内の影響か、参加者は吉田や美土里からもありました。「保育所へ通うまでは同じ世代の子どもとのかかわりがなかっただけにここが良いきっかけになった」、「よく借りる本が読まれる時は、覚えていて一緒に口ずさんでいる」などと参加したお母さんたちは話していました。

子どもたちと本との出会いの場となる、図書館の行事。子どもが本を見て喜ぶ姿を見られます。そんな姿を見ると、親も本の大切さや価値を感じることでしょ。図書館の行事、要チェックです。そして図書館、親子でかなり楽しめます。図書館でゆっくり時間を過ごしてはいかがでしょうか。

※各図書館での行事は、19ページで確認を。



子育て支援

子どもたちは友だちと遊んだり、お母さんと遊んだりと楽しい時間が過ごせます。そのかわらで、お母さんたちは育児の悩みなど情報交換もできます。

■持ってくるもの お茶・着替え・タオル

日 時	保育所(園)名	内 容
6月6日(火) 9:00~11:00	かわね保育園 TEL 58-0259	園庭開放
6月7日(水) 9:00~11:00	ふなさ保育園 TEL 57-0007	園庭開放
6月13日(火) 10:00~12:00	吉田保育所 TEL 42-0662	園庭開放
6月13日(火) 10:00~11:30	みどりの森保育所 TEL 54-0880	プールで遊ぶ 着替え、タオル、帽子を持って来てね(8月までの 毎週 火・木)
6月13日(火) 9:00~11:00	くらはら保育園 TEL 57-1633	園庭開放
6月14日(水) 10:00~11:30	吉田保育所 TEL 42-0662	出前保育 (共同保育「どんぐり ころころ」の皆さんの所へ伺います。)
6月15日(木) 9:30~11:30	向原こぼと園 TEL 46-2018	園庭開放
6月21日(水) 9:30~11:00	吉田幼稚園 TEL 42-2788	園庭開放 一緒に遊ぼう!
6月21日(水) 10:00~11:00	小田東保育所 TEL 45-2118	園庭開放 遊びにおいでよ
	甲立保育所 TEL 45-2199	
	小原保育所 TEL 45-2653	
6月27日(火) 10:00~12:00	吉田保育所 TEL 42-0662	園庭開放
6月28日(水) 9:30~11:30	入江保育園 TEL 43-1011	園庭開放

※子育てに関する悩み、相談も応じています。お気軽にお話ください。
※上記保育所(園)以外は、随時、園庭開放を行っておりますが行事の都合等がありますので保育所(園)にお問い合わせください。

げんきな親子

子育て中のみなさんを応援するコーナー。
子育てに関する情報をいろいろ掲載します。

親子で楽しむ 吉田温水プール幼児水泳教室

午後5時50分、吉田温水プールの駐車場に到着すると、かけ足で入り口へ急ぐ親子の姿が飛び込んできました。この日は幼児水泳教室の日、6時から1時間の水泳教室です。



教室は、水深35cmと70cmのプールで行われました。10人の子ども達に対してインストラクターは2人。大切な子どもたちを預かるだけに、子どもたちの人数に応じてスタッフの人数を増やし、すべての子どもに目を行き届かせます。教室はプールの中にボールを浮かべ、水の中で動いて集めてくる練習、フラフープの中をワニさんになって通る練習と行われていきます。親たちはガラスを一枚隔てた観覧席から子どもたちの様子を見守ります。「親子が離れることの不安を取り除くことからはじめます」インストラクターはプールサイドでは父や母の役割を果たします。



教室の目的は、まずは子どもたちが水に慣れることです。遊びの中から水と親しみ、子どもたちに水に対する自信をつけさせて、顔をつけてもへっちゃらにさせていきます。初めて参加した子どもは、どうしても水を怖がりします。そして

プールへの出入りも最初は助けが必要です。けれどみんなそこから始まっています。回りのみんながやっている姿を見て、努力をします。遊びの中から水になれて、顔がつけられるようになり、飛び込めるようになる。この教室に参加したことで、シャンプーを全然嫌がらなくなったと親たちから感謝されることもありました。

観覧席の親たちに話を聞いてみました。「友だち数人で来たらいいかも」、「広島や三次だと遠いけれど、近くに温水プールができて便利」、「最初は嫌がることもあったが、何回か来るとすごく楽しみにしている」、「健康予防、かぜ予防のため」という話が聞けました。インストラクターが水上で持つフラフープに向かって、ダイビングする子どもたちの姿は、水泳が大好きだと全身でアピールしているようにも見えました。週に2回開催されている幼児水泳教室。もう少し定員に余裕があるそうです。



幼児対象の他にも、小学生から一般まで各教室が用意されています。詳しくは22ページでご確認ください。

協働のまちづくり まちづくりサポーター保険制度が スタートします。

まちづくり活動やボランティア活動などを行っている皆さんが安心して活動に参加できるよう、保険の対象は皆さんで、保険料を市が負担する「安芸高田市まちづくりサポーター保険」制度をはじめます。

安芸高田市まちづくり サポーター保険の紹介

■保険の対象者

安芸高田市内に活動拠点を置く市民活動団体やその団体の活動をしている方。(指導者・スタッフ、奉仕性のある活動に直接的に取り組み参加者などが対象。)
※スポーツ大会や祭りなどの競技者や見物人は対象外。

■対象となる活動

市民活動団体が行う公益性のある無報酬の活動。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除く。
※スタッフたちでの懇親会などや危険度の高い活動は対象外。

■補償内容

1 賠償補償 市民活動団体やその団体の活動している方が、誤って他人の体や物品に損害を与え、

被害者から損害賠償を求められ法律上の損害賠償責任を負う場合が対象。

2 傷害賠償 活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡または負傷した場合が対象。

■開始時期 7月1日から開始予定です。

まちづくりサポーター保険 Q & A

Q 地域の清掃活動中に骨折してしまったのですが？
A その活動が広く公共の利益を目的に計画的に行われる活動である場合、対象になります。

Q 地域振興組織主催の運動会で競技中にけがをしてしまったのですが？
A 対象となりません。運動会での指導、準備、片付けなど運営のための活動は対象となりますが、スポーツ活動や文化活動での競技者、演技者、観覧者などは対象となりません。

Q 地域振興組織主催の地域清掃活動で、自動車を運転中に人をはねてけが

をさせてしまったのですが？

A 自動車による損害賠償事故は原因に関係なく対象となりません。

Q 地域環境美化活動で草刈作業中、跳ねた石で自動車のガラスを壊してしまったのですが？

A 活動中の他人に対する身体傷害または財物破損などで、法律上の賠償責任を負担することとなった場合は対象となります。

詳しい内容は、後日閲覧します。パンフレットをご覧ください。自治振興部自治振興課または各地域振興課へお問い合わせください。

賠償補償

補償の種類	内 容	支 払 限 度 額
身 体	他人の身体に傷害を与えた	1名につき1億円まで 1事故につき2億円まで
財 物	他人の財物に損害を与えた	1事故につき1億円まで
保 管 物	他人の預かり品や管理物に損害を与えた	1事故につき300万円まで

※免責金額(自己負担額) 5,000円を超える部分について支払われます。
※保険期間中の限度額により、支払いができない場合もあります。

※対象とならない主な事故

■活動者の故意による事故 ■交通事故など車両による事故 ■地震や台風などの天災による事故 ■親族に対する事故 など

傷害補償

補償の種類	内 容	支 払 金 額
死 亡	傷害事故が原因で事故の日を含めて180日以内に死亡した	700万円
後 遺 障 害	傷害事故が原因で事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じた	21万円 ～700万円
入 院 ・ 通 院	傷害事故が原因で入院または通院をして、医師による治療を受けたとき(事故の日を含めて180日以内に限る。ただし、通院日数は180日以内の間で90日が限度。)	1日につき 入院3,000円 通院2,000円

※対象とならない主な事故

■活動者の故意による事故 ■活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故 ■自覚症状しかないむちうち症や腰痛など ■地震や台風などの天災による事故 ■脳疾患、疾病または心神喪失による事故(日射や熱射による熱中症は除く) など

日 程

区 分	月 日	会 場
八千代	6月27日(火)午後7時30分～	フォルテ2階ホール
美土里	6月28日(水)午後7時30分～	生涯学習センターまなびホール
高 宮	6月29日(木)午後7時30分～	田園パラッツオ文化ホール
甲 田	6月30日(金)午後7時30分～	甲田公民館2階ホール
吉 田	7月5日(水)午後7時30分～	J A本所たかた会館4階ホール
向 原	7月6日(木)午後7時30分～	向原公民館3階講堂

※時間はおおむね1時間30分を予定。

自治懇談会と団体懇談会

企画課 TEL 42-5612

支所別懇談会の他にも目的や組織に応じた2つの懇談会があります。

■自治懇談会

地域振興組織を単位に行う懇談会。地域振興組織などからの申し込みにより開催。テーマをさだめることが必要。地域振興組織が主催して行う。

■団体懇談会

市民や市内に通勤・通学する人で約10人以上の団体を単位に行う懇談会。団体からの申し込みに応じて開催。テーマをさだめることが必要。団体が主催して行う。

自治懇談会と団体懇談会の開催申し込みは、企画課が各地域振興課へ連絡してください。



懇 談 会

行政の取り組みを伝え、広く皆さんの 声を聴く 支所別懇談会

市民の意見をまちづくりに反映し、「市民と行政のパートナーシップ」によるまちづくり」を推進するために支所別懇談会を開催します。懇談会では、今年度の市政方針や主要事業を説明し、市民の皆さんと意見交換を行います。

介護保険

4月から 介護保険料を見直しました

65歳以上の方の介護保険料 (単位:円)

段階	対象になる人	算定 (基準額×)	年 額	月 額
1	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税	0.5	26,400 (19,848)	2,200 (1,654)
2	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.5	26,400 (29,772)	2,200 (2,481)
3	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない	0.75	39,600 (29,772)	3,300 (2,481)
4	世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税	1.0	52,800 (39,696)	4,400 (3,308)
5	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	1.25	66,000 (49,620)	5,500 (4,135)
6	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上	1.5	79,200 (59,544)	6,600 (4,962)

() の中は前年までの額。

介護保険では3年に1度、65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料を見直すこととしており、このたび平成18年度から平成20年度の介護保険料を見直しました。

市では、高齢になっても住みながら地域で安心して生き生きと暮らせるよう「高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定しました。その事業計画に沿って3年間のサービス必要量を算定し、そこから保険料額の見直しを行いました。

おもな改正点

①基準額が「52,800円(年額)」に決定。

②低所得対策として、5段階から6段階へ細分化。

③特別徴収(年金天引き)の対象となる年金が、高齢(退職)年金、遺族年金、障害年金に拡大。

④特別徴収(年金天引き)の対象者として把握される月(偶数月)の、おおむね6か月後から年金天引き。

※市県民税の税制改正(23ページ関連記事)のため非課税者から課税者になった方には、保険料負担急増を避けるため、平成18・19年度は緩和措置がとられます。

市内全小学校で同じ内容の英語活動に取り組んでいます。

4月から市内全小学校では、おおよそ週1回、英語活動に取り組んでいます。これまでも各小学校では、ALT(外国語指導助手)と一緒に英語活動に取り組んでいましたが、これからは全小学校が同じ教材を用いて、同じ内容で英語に親しんでいきます。

将来、小学校での英語活動が必修となることを見越し、安芸高田市では先進的に取り組みを始めました。英語活動の目標は「コミュニケーション能力を身につける」ことです。英語活動の時間には、大きな声であいさつをしたり、歌を歌ったり、ジェスチャーを加えて楽しく遊んだりします。意味を考えながら何度も繰り返してCDやビデオをよく聞き、よく見て、聞こえた通りにまねをして言ってみることで、コミュニケーションへと発展し、最終的に相手が言うことを聞いて分かる、自分の言いたいことが言えるようになることを目指していきます。

この英語活動を円滑に定着させていくため、教育委員会に国際理解講師を配置しました。児童たちの前に



4月26日の吉田小学校3年1組の英語活動は、大坪国際理解講師とALTが授業を進めた。大きな声と楽しそうな子どもたちの笑顔が印象的だった。

立ち授業を行うことから、各小学校の先生たちの英語活動の支援、市内に5人いるALTへ共通した活動への助言などの役割を担います。この国際理解講師となった大坪郁さんは「子どもたちが英語に慣れ親しむことでいろいろな国のことに興味関心を持つたり、元気がいっぱい、自分の言葉で思いがアピールできるようになってくれたりすれば」と抱負を語り、英語を身近なものと感じてもらいたいと目を輝かせていました。



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
ホームページ <http://www.akitakata.jp/119/>

プチ・ファイヤーマン 消防24時間体験



安芸高田消防署では、今年も5月から9月までの間、安芸高田市内の小学4年生から6年生までを対象に第3土曜日消防署24時間体験学習を行っています。

■問い合わせ 消防署警防課まで

危険物安全週間

6月4日(日)から6月10日(土)までの7日間は危険物安全週間です。

危険物とは？

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ① 火災発生の危険性が大きい
 - ② 火災拡大の危険性が大きい
 - ③ 消火の困難性が高い
- ※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

危険物による災害を起こさないために適正な維持管理、取り扱いをしましょう。



安芸高田消防署 4月の出動件数	
火災	4件 (14件)
救助	110件 (408件)
救急	3件 (10件)
その他	8件 (20件)

※下段の()は平成18年の累計

男女共同参画

安芸高田市男女共同参画プランを策定しました。



このたび、安芸高田市男女共同参画プランを策定しました。このプランをもとに、男女が対等のパートナーとして、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれない個性と能力を十分に発揮できる豊かな男女共同参画社会の実現に向けて、実効性のある取り組みを行っていきます。

このプランは、平成18年から平成27年までの10年間の計画で、必要に応じて見直していきます。「男女平等の意識づくり」、「ともに参画する社会づくり」、「自立した生き方づくり」、「安心して暮らせるまちづくり」を大きな4つの柱とし、特に重点を置いて優先的に取り組む事業を7つ設定しています。

重点事業

- リレーイベントの開催事業
各地域で住民が主体となる啓発事業を開催する。
- 男性学講座開催事業
男女の連携・協力の促進などを目指し講座を開催する。
- 定数制導入事業
審議会や委員会などの女性委員の割合に定数を設ける。
- 行政における男女共同参画率優先事業
行政が率先して男女共同参画を実現させていくよう具体化をすすめる。
- 子育て支援センター運営事業
総合健康福祉センター内に子育て支援センターを整備する。
- 地域防災計画見直し事業
男女共同参画の視点に配慮し地域防災計画を見直す。
- 女性ホットライン事業
暴力などの未然防止のための啓発や、相談、一時保護、自立支援など被害者を守る体制を整備。

甲種防火管理者講習

■とき 6月15日(木)・16日(金)
午前9時～午後4時30分



■問い合わせ 消防本部防炎課指導係まで

住宅用火災警報器等の設置

消防法と安芸高田市火災予防条例で、すべての住宅に火災警報器などの設置が義務付けられます。全国的に住宅火災による死者数が急増し、平成17年の死者数は、1,223人(前年より185人の増加)で3年連続1,000人を超えています。このうち65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。また、逃げ遅れによる死者は6割を超える高い割合となっています。

米国では住宅用火災警報器などの設置が義務化され、21年間で火災による死者数は約半分まで減っています。

- ① 新築の住宅は、平成18年6月1日から施行されます。
- ② 既存の住宅は、平成23年6月1日から施行されます。

気管挿管認定救命士誕生！ (高松三成救急救命士)



※悪質な訪問販売(不適正な価格・無理強い販売など)にご注意ください。

■問い合わせ 消防本部防炎課指導係まで

安芸高田消防署では、3月30日に3人目の気管挿管認定救急救命士が誕生しました。高松救急救命士は、平成17年3月に気管挿管に必要な講習を受講し、同年9月から約半年間、J A 吉田総合病院にご協力をいただき、30症例の気管挿管実習を終了し、気管挿管認定救命士の認定証を受けました。今後は、救急現場での救命率の向上が期待されます。

※気管挿管とは、病気や怪我で自力呼吸ができなくなった傷病者に対し、肺に直接空気を送って呼吸を助ける医療行為です。

お役立ち情報

- 市役所本庁 TEL.42-2111(代) (総務部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎 TEL.42-5612 (自治振興部) TEL.47-4022 (産業振興部)
- 市役所第2分庁舎 TEL.47-1201(代) (建設部)
- 市役所第3分庁舎 TEL.42-0049(代) (教育委員会)
- 消防本部 TEL.42-0931(代)
- 八千代支所 TEL.52-2111(代)
- 美土里支所 TEL.54-0311(代)
- 高宮支所 TEL.57-0311(代)
- 甲田支所 TEL.45-4111(代)
- 向原支所 TEL.46-3111(代)

催し物

第3回安芸高田市ハンドボールカップ
甲田教育分室 TEL.45-4311
 2日間にわたり、中・四国地方の中学生チーム男女各6チームによる大会が開催されます。民泊で運営します。
■とき・ところ
 6月17日(土)
 午前11時から試合開始
 男子：湧永満之記念体育館
 女子：吉田運動公園体育館
 6月18日(日)
 午前9時から決勝リーグ
 湧永満之記念体育館
 ※入場無料

※開館時間は午前10時～午後5時(毎週火曜日休館)
 ※入場料 無料



向原花しょうぶ祭
向原町観光協会 TEL.46-42822
■とき
 6月10日(土) 正午～11日(日) 午前9時～
■ところ 向原駅前主会場と向原町内
■内容 バザー、花の販売、小中学生写生大会など

平成18年度土砂災害防止月間推進県民の集い
建設部管理課 TEL.47-1201
 土砂災害を防ぐための知識を伝え、警戒避難を行うしくみづくりの推進などを目的に、「県民の集い」が開催されます。講演では、向原地域振興会の取り組みが発表されます。皆さんぜひご参加ください。
■とき 6月6日(火) 午後1時～午後4時30分
■ところ 甲田若者定住センター「ミュージズ」
■入場料 無料
■内容 ▼講演「土砂災害を考える」 枕崎台風災害の記憶「元大野町長 笠井久雄」

募集

氏▼報告「宮島白糸川で発生した土石流災害について」
 広島県土木部砂防室長 草野慎一氏▼講演「わがまちの自主防災への取り組み」
 向原町向井原地域振興会地域づくり部会長 岡崎耕二氏

広島障害者職業能力開発校の委託訓練生募集

広島障害者職業能力開発校
 (082)254-1766
 対象は障害者手帳を持ち、公共職業安定所に求職登録をしている人。

【身体障害者対象】 募集/7月10日まで、訓練期間/7月25日～10月24日

【精神障害者対象】 募集/7月18日まで、訓練期間/8月1日～10月31日

【パソコンオペレーター科】 とこころ/東広島市、定員/5名

【精神障害者対象】 募集/7月3日～8月11日まで、訓練期間/9月5日～12月4日

【介護福祉科】 とこころ/広島市、定員/15名
 ※申込方法 各公共職業安定

所で応募用紙提出。(受講料無料)

税務職員募集

吉田税務署 TEL.42-0008
■受験資格 昭和61年4月2日～平成元年4月1日生まれの人
■試験の程度 高校卒業程度
■申込期間 6月20日～27日(27日消印有効)
■受験申込先 人事院中国事務局など
■第1次試験 試験日9月3日(日) 試験地は広島市・福山市など
 問い合わせ・受験申込書の請求は、吉田税務署へ。

各種訓練・講座

広島北部地域職業訓練センター
 (0824)62-8500
■6月から始まる講座
 ワード実践(昼)・エクセル基礎・弥生会計・監督者訓練第1科(仕事の教え方)・管理職研修(決算書)・訪問介護員養成講座(2級)
■雇用・能力開発機構 委託訓練
 園芸科
 定員になり次第、受付締切り。(開催日・時間・定員・受講料などは直接ご確認ください。)

図書館からのお知らせとおすすめの本

★吉田図書館 【おはなし会】6月15日(木) 午前10時30分～午前11時
『ねずみちゃんのおうちさがし』
 ベトル・ホラチェック/作・絵 さんべりつこ/訳
 ある日、りんごを見つけたねずみちゃんは、新しいおうちを探しに出かけます。おながすいでも大丈夫!だって、りんごも一緒なんですから!さあ、どんなおうちが見つかるのかな? チェコの作家が描いた、とてもあたたかな絵本です。

★八千代図書館 【おはなし会】6月10日(土) 午前11時～午前11時30分【読書会】6月10日(土) 午後1時30分～午後3時30分
『オンリーワン』
 のくちそういち 野口聡一/著(新潮社)
 「宇宙戦艦ヤマト」への憧れと偶然手にした宇宙への切符。待ち続けた9年間と合計38,099時間に及んだ訓練時間。平凡な生活を変えた夢の果てに、「宇宙の鷹職人」野口聡一が見たものは…。自らが語る、生死を賭けた覚悟の冒険譚。

★美土里図書館 【移動図書】6月15日(木) 北・生桑地区 6月22日(木) 横田・本郷地区
『子どもセーフティマニュアル』
 こんなとき、どうする? 犯罪被害防止・非行防止に』
 セーフティ教育研究会/編・著(日本標準)
 長い間、安全であったはずの日本。しかし今、子どもたちに多くの危険が迫っています。犯罪被害ばかりではなく、子どもが知らないうちに加害者になってしまうケースも出てきているようです。今のようなことが起こっているのを知り、防ぐために、この本を活用してみてください。

★田園パラッツォ図書館 【移動図書館】6月22日(木) 佐々部・川根地区 6月23日(金) 船木・佐々部(信木)・羽佐竹・来女木地区【おはなしタイム】6月10日(土) 午後2時～田園パラッツォ
『数え方と単位の本 ①～⑤』
 いだあさこ 中央大学助教授 飯田朝子/監修(学習研究社)
 寿司はなぜ1貫(いっかん)と数えるかわかりますか? 1滴(いってき)と一雫(ひとしずく)の使い分けは?? 児童書ですが、イラストも豊富で、詳しく説明してあります。疑問がわいたらどうぞ参考にしてください。

★甲田図書館 【移動図書】6月9日(金)・23日(金) 午後3時～午後5時 小田小学校、小原保育所、ケアハウス【かみしばい会】6月17日(土) 午後2時～ミュージズ
『自分に「ダメ出し」をしようあなたへ』
 わだゆりこ 和田由里子/著(リオン社)
 自分をマイナス評価ばかりしていると、自信も持てないし、人付き合いも恐る恐る…。それではもったいない! 自分をもっと好きになり、自分らしさを楽しめるようになるアドバイスを満載。

★向原図書館
『いのちのリレー』
 かわくほみき 川久保美紀/著
 末期ガンで余命わずかだと宣告されながらも教壇に立ち、子どもたちに「いのちの意味」を問いかけつづけながら逝った…。ノンフィクション。

人権フェスティバル

人権推進課 TEL.42-1126
 7月の人権啓発強調月間中、さまざまな視点から人権尊重を訴え、一人ひとりの生命の尊さや他人との共生・共感の大切さに気づく機会となるよう、「人権フェスティバル」を開催します。
■とき 7月2日(日) 午後1時～5時
■ところ 美土里生涯学習センター「まなび」
■内容
 ○人権講演会 「大人たちよ、子どもに今こそ語ろう」講師 桑原征平さん(元・関西テレビアナウンサー、大阪芸術大学教授) 子育て、青少年育成の視点から、親・大人としての役割を考える
 ○映画上映 「1リットルの涙」難病と闘いながら全力で生きた少女を描いた感動の映画
 ○人権標語表彰式と場内掲示
 ○人権パネル展ほか

人権標語を募集します

人権推進課 TEL.42-1126
■テーマ
 ①ともに生きる命の大切さ
 ②人への思いやりや、やさしさがあふれる標語
■締切 6月9日(金)
■応募 応募作品はひとり2点まで(未発表のもの)
■資格 安芸高田市内在住、在学、在勤している小学生以上の人
■募集内容 テーマに沿った内容で、20字以内
■申込方法 郵送・ファックス・Eメールで提出してください。標語、住所(学校名)、名前、年齢(学年)を記載してください。
■入賞 小学生の部・中学生の部・一般の部(高校生含む)それぞれ優秀作品5点を選考。
■申込 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地 安芸高田市市民部人権推進課
 TEL0826-42-1126/FAX0826-42-2210
 Eメール jinkensuishin@city.akitakata.lg.jp
 ※入選者は7月2日(日)の人権フェスティバルで表彰します。
 ※入選作品は、人権啓発の目的で市の印刷物などに使用します。
 応募作品すべてを、人権フェスティバル会場内に展示します。

お役立ち情報

- 市役所本庁
TEL.42-2111(代)
(総務部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎
TEL.42-5612
(自治振興部)
TEL.47-4022
(産業振興部)
- 市役所第2分庁舎
TEL.47-1201(代)
(建設部)
- 市役所第3分庁舎
TEL.42-0049(代)
(教育委員会)
- 消防本部
TEL.42-0931(代)
- 八千代支所
TEL.52-2111(代)
- 美土里支所
TEL.54-0311(代)
- 高宮支所
TEL.57-0311(代)
- 甲田支所
TEL.45-4111(代)
- 向原支所
TEL.46-3111(代)

保健と福祉

障害者等通院費補助金支給事業の一部が変更になります
社会福祉課 ☎42-5615

安芸高田市に住所があり、障害の更正や治療のため通院している次の方に、病院までの通院費の一部を助成します。

■対象者 ▼腎臓機能障害があり、血液透析療法を受けている方。▼障害等級1級〜3級に該当する義務教育終了までの児童とその保護者。▼療育手帳がA、B、Cに該当する方とその保護者。▼広島県小児特定疾患対象児とその保護者。(保護者は子が18歳になるまで)。▼広島県特定疾患対象者。▼精神障害者保健福祉手帳を所持している方または自立支援医療費(精神通院)を受けている方。

■助成金額 往復のバス代などの3分の1(10円未満切り捨て)

※4月通院分から適用
 ■支給月 4月・7月・10月・1月にそれぞれ前月分までを支給

※通院費の助成は申請した月から対象になります。
 ※手帳を持っていてもこの対象者に該当しない場合や、対象者でも、障害の更正や障害の治療以外(風邪や蓄膿症など)での通院は支給の対象となりません。

**向原地域
原爆被爆者定期健康診断
芸北地域保健所**
 ☎(082)814-3181

■とき 6月6日(火)〜9日(金)
 ■受付 午前10時〜11時、午後1時〜2時
 ■場所 向原若者センター
 ※被爆者健康手帳をご持参ください。

**献血にご協力ください
保健医療課** ☎42-5619

■とき 6月29日(木)
 午前10時〜12時
 午後1時15分〜3時15分
 ■場所 高宮支所
献血には自分を証明するものを
 献血の受付の際に、運転免許証・健康保険証など自分を証明できるものの提示をお願いします。

HIV抗体検査

芸北地域保健所
 ☎(082)814-3181

■とき・ところ 6月20日(火) 午前9時〜11時 芸北地域保健所(要電話予約)
 ■料金 無料(匿名で受けられます)

断酒会

広島断酒ふたば会 中村忠
 ☎43-1605

■とき 6月12日(月)・30日(金) 例会 午後7時〜9時
 ■ところ 吉田人権会館
 ※詳しい内容は、お問い合わせください。

6月の相談

安全 安全相談
 ■とき/月曜〜金曜8:30〜17:00 ■相談員/安全推進室
 職員 ■ところ・問い合わせ/安全推進室 TEL42-1143

消費生活 消費生活相談
 ■とき/毎週水曜日9:00〜16:00 ■相談員/消費生活相談員 ■ところ・問い合わせ/安全推進室 TEL42-1143

子育て 家庭児童相談
 ■とき/月曜〜金曜8:30〜17:00 ■相談員/家庭児童相談員 ■ところ・問い合わせ/社会福祉課 TEL42-5615

行政 行政相談
 【八千代会場】■とき/27日(火) 13:00〜15:00 ■ところ/八千代保健センター相談室 ■相談員/行政相談委員
 ※吉田・高宮・甲田地区の行政相談は、くらし・心配ごと相談に含まれます。

くらし・心配ごと 心配事相談・行政相談・人権相談
 【吉田会場】■とき/1日(木)・15日(木) 10:00〜15:00 ■相談員/民生児童委員・行政相談委員・人権相談員・人権擁護委員 ■ところ・問い合わせ/吉田人権会館 TEL42-2826
 【高宮会場】■とき/6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火) 18:00〜20:00 ■相談員/民生児童委員・行政相談委員・社協事務局長・人権相談員・人権擁護委員・行政職員 ■ところ・問い合わせ/たかみや人権会館 TEL57-1330
 【甲田会場】■とき/12日(月)・26日(月) 13:30〜15:30 ■相談員/行政相談委員(12日)・人権擁護委員(26日)・民生児童委員 ■ところ・問い合わせ/ふれあいセンターこうだ相談室 TEL45-4939

ひきこもり 事前連絡必要・予約制・秘密厳守
 ■とき/28日(水) 13:30〜15:30 ■ところ・問い合わせ/芸北地域保健所保健課 TEL(082)814-3181

犬・猫の引き取り
 市民生活課 ☎42-5616または各支所市民生活課

6月7日(水) 9:30/市役所本庁 10:00/向原支所
 6月8日(木) 9:00/高宮支所
 9:30/来原コミュニティセンター
 10:00/美土里支所
 10:50/八千代B & G海洋センター
 11:35/甲田支所
 6月21日(水) 9:30/市役所本庁 10:00/向原支所

休日・夜間当番医

6月4日(日) 平原内科医院(吉田町)
 【内科】TEL42,0446
 6月11日(日) 井上内科医院(吉田町)
 【内科】TEL42,0005
 のりかわ眼科クリニック(吉田町)
 【眼科】TEL42,1001
 6月18日(日) 竹本外科胃腸科医院(八千代町)【外科・胃腸科】
 TEL52,3666
 6月25日(日) 増田内科・小児科医院(甲田町)
 【内科・小児科】TEL45,2031
【休日・夜間】24時間対応

環境と生活

吉田総合病院(吉田町)
 【救急診療所】TEL42,0636
 ※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問い合わせください。

年金の振込のお知らせは年一回(6月)です
三次社会保険事務所
 ☎(0824)62-3107

国民年金や厚生年金保険の年金の振込みのお知らせは、原則として年1回です。毎年6月に、6月から翌年4月までの各期定期支払日と支払額などを記載した「年金振込通

知書」を年金受給者に送付します。ただし、支払額が変更した場合には、そのつど、お知らせします。

なお、郵便局の窓口で現金で年金を受け取られている人には、年6回(6月・8月・10月・12月・2月・4月)「送金通知書」を送付します。

年金相談の時間延長と土曜日開設
三次社会保険事務所
 ☎(0824)62-3107

■第2月曜日の相談時間を延長
 現在、毎月第2月曜日に年金相談を午後7時まで延長しています。翌年3月12日ま

で続けます。(月曜日が祝日の場合は火曜日に実施)
■土曜日の年金相談
 現在、第2土曜日は社会保険事務所を開庁して年金相談を行っています。翌年3月10日まで続けます。受付時間は午前9時30分から午後4時までです。

**これだけはやろう
「ため池管理」**
農林水産課 ☎47-4021

ため池を梅雨時期、台風時期前には危険な箇所がないか見まわりをしておきましょう。大雨の後や地震があった後は異常がないかチェックしましょう。

堤体の変形や漏水はないか
 堤体に、陥没やひび、水がしみ出しているところ、歩くと湿って柔らかくなったところはありませんか。小さな水みちが決壊のもととなります。立ち木や雑草は刈払っておく
 堤体上に草木が繁っている
 と、漏水やひび割れなどを発見しにくく、また草木の根によってできるすきまが漏水の原因となることがあります。
洪水吐をふさいでいるものはないか
 洪水吐をふさいでいるものは取り除いておきましょう。また洪水吐の周囲の崩れそうな部分は取り除いておきましょう。

原爆被爆者手当等の額が改正されました

広島県被爆者・毒ガス障害者対策室
 ☎(082)513-3115

手当種別	18年度	
医療特別手当	137,430円	(137,840円)
特別手当	50,750円	(50,900円)
原子爆弾小頭症手当	47,300円	(47,440円)
健康管理手当	33,800円	(33,900円)
保健手当	加算分	33,800円 (34,900円)
	一般分	16,950円 (17,000円)
介護手当	費用重度	104,590円以内 (104,970円以内)
	費用中度	69,720円以内 (69,970円以内)
	家族	21,570円 (21,650円)
葬祭料	199,000円	(193,000円)

※ () の数値は平成17年までの額。
【適用関係】 医療特別手当等の額は4月分から、介護手当は4月以後に受けた介護に係るものから、葬祭料の額は4月1日以後の死亡に係るものから、それぞれ改定されています。

児童扶養手当など各種手当の額が決定しました

社会福祉課 ☎42-5615

児童扶養手当など、各種手当が次のとおり決定されました。4月分からの手当額は変更になりますのでご確認ください。

対象となる手当	月額
児童扶養手当	41,720円 (41,880円)
特別児童扶養手当(2級)	33,800円 (33,900円)
特別児童扶養手当(1級)	50,750円 (50,900円)
障害児福祉手当	14,380円 (14,430円)
特別障害者手当	26,440円 (26,520円)
経過的福祉手当	14,380円 (14,430円)

※ () 内は平成17年度の額です。
 ※これらの手当は、物価の変動に応じて改定されています。

お役立ち情報

- 市役所本庁
TEL.42-2111(代)
(総務部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎
TEL.42-5612
(自治振興部)
- TEL.47-4022
(産業振興部)
- 市役所第2分庁舎
TEL.47-1201(代)
(建設部)
- 市役所第3分庁舎
TEL.42-0049(代)
(教育委員会)
- 消防本部
TEL.42-0931(代)
- 八千代支所
TEL.52-2111(代)
- 美土里支所
TEL.54-0311(代)
- 高宮支所
TEL.57-0311(代)
- 甲田支所
TEL.45-4111(代)
- 向原支所
TEL.46-3111(代)

お知らせ

入札参加資格審査申請の追加受付を行います

財政課 ☎42・5623

市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の製造・販売・役務の提供などの入札(随意契約含む)に参加するためには、入札参加資格の申請が必要となります。

この申請の追加受付を次のとおり行いますので、希望される方は申請して下さい。

- 受付期間 6月12日～6月16日(午前9時～午後4時)
- 受付場所 総務部 財政課
- 提出方法 持参のみ(建設工事、コンサルタント業務については、電子申請が可能です)

詳しくは市のホームページをご覧ください。財政課(監理係)にお問い合わせください。

住宅の耐震改修を行うとその住宅にかかる固定資産税が半額になる制度が創設

税務課 ☎42・5614

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅を、工事費30万円以上の耐震改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税が次の期間、半額になる制度が創設されました。ただし、この制度が適用されるのは住宅面積が120㎡まで、これを上回る面積部分の税は通常どおり課税されます。

- 半額に減額される期間
 - 平成18年～21年までの改修：3年間
 - 平成22年～24年までの改修：2年間
 - 平成25年～27年までの改修：1年間
- 平成28年以降：制度終了のため減額なし。

■耐震改修を行ったら耐震基準に適合した工事であることの証明書を添付し、改修後3か月以内に税務課または各支所市民生活課へ申告

家屋の新築・増築・取り壊し調査にご協力を

税務課 ☎42・5614

税務課では公平な課税のため、家屋の新築・増築、取り壊しや売買などを把握する調査を行っています。該当される方は、税務課または各支所市民生活課へ届出をされるか、回覧している『新築・増築・取り壊し家屋調査表』へ、記入してください。届出を既に済ませられた方は結構です。後日係員が家屋の調査・確認に伺います。

■次の家屋も調査の対象に

- ①今年中に完成予定の家屋
- ②まだ評価を受けていない家屋
- ③昨年以前に家屋を取り壊しているが、平成18年度固定資産税課税明細書にまだ記載がある家屋
- ④未登記家屋を取得したり、手放したりした場合(売買契約書等)を持参ください

内閣総理大臣名の書状を贈呈します
総務省大臣官房管理室 ☎(03)5253・5182

先の大戦で戦地などに派遣され、戦時衛生の仕事に携わった旧日本赤十字社看護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求用紙は、社会福祉課または支所市民生活課の窓口にて用意してあります。

調剤師試験 芸北地域保健所 保健課

☎(082)814・3181

■試験日時 8月4日(金) 午後1時～3時

■願書受付 6月7日～16日(8時30分～17時。土・日除く)郵送の場合は16日の消印有効。提出は芸北地域保健所または県庁健康増進・歯科保健室まで。

※受験資格、試験科目、受験手数料などはお問い合わせください。

市県民税が変わります。65歳以上の非課税措置や特別減税、老年者控除が廃止へ

税務課 ☎42-5614

国の税制改革により、市県民税が次のとおり変わります。

■非課税措置の一部廃止

これまで、前年所得125万円以下の65歳以上の方は、市県民税が非課税となる措置がとられていましたが、このたびその措置が廃止されました。経過措置として、平成17年1月1日で65歳に達していた方で、前年中の所得が125万円以下の方は、今年度は算出税額の3分の1の税額が、来年度は3分の2の税額が課税となり、次の表のとおりとなります。

	均等割額			所得割額
	県民税	市民税	小計	
18年度	300円	1,000円	1,300円	算出税額の1/3課税
19年度	600円	2,000円	2,600円	算出税額の2/3課税
20年度	1,000円	3,000円	4,000円	算出税額で課税

■定率減税の縮減
平成18年度から次の表のとおり縮減され、平成19年度で廃止されます。

	軽減税額	軽減限度額
17年度まで	税額の15%	40,000円
18年度	税額の7.5%	20,000円

■所得控除の廃止
65歳以上の方が、控除されていた老年者控除(48万円)が平成18年度から廃止されました。

およろこび

地域	名前	性別	地域	名前	性別
吉田町	渡直人	男	久保田	累意	男
	中村友真	男	高宮町	沖田春香	女
	高原蒼	男		熊高寛人	男
	和田陽杜	男	甲田町	岩尾玲奈	女
	分田颯	男		倉田陽香	女
八千代町	瀧畑愛美	女	岡田	太陽	男
	上岡咲桜	女	向原町	川根豊	男

(敬称略)

おくやみ

地域	名前	歳	地域	名前	歳
吉田町	宗山 實男	78	山岡 正之	81	
	世良 トモエ	96	山田 ヲクミ	93	
	前貞 ヨネ子	93	小早川 サナエ	78	
	三田 弘人	71	川本 清人	85	
	新川 京秀	72	甲田町	水橋 一郎	72
	岡田 マツコ	96		丸山 周郎	68
	土河 カヅミ	92		常友 光夫	78
	金田 フヂエ	81		上高 ヨシ子	85
	平田 伸一	30		渡辺 妙子	60
	平上 タツ子	78		今岡 勝	69
八千代町	山崎 典登	72		井上 秀夫	83
美土里町	寄田 アヤメ	96	向原町	宮川 壽子	91
	佐々木 順三	97		白鷺 博	83
	津田 弘	91		京極 義憲	68
	日野 ナツミ	88		新江 武士	81
	山本 アサコ	90		松本 盛光	77
	古田 新吾	87		大重 清	82
高宮町	佐々木 義数	84		森田 敏暁	92
	上門戸 弘	76		望月 玄宗	87

(敬称略)

このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、企画課 ☎42-5612までご連絡ください。

市の人口

総人口	33,588人
男	16,176人
女	17,412人
世帯数	13,171世帯
平成18年5月1日 現在	

6月の納税

市県民税 1期

納期限:6月30日

「食」のさんぽ道

「♪私たちの健康は、私たちの力で♪」

安芸高田市食生活改善推進協議会

4月19日に安芸高田市田園パラッツォ(高宮町)において、第3回安芸高田市食生活改善推進協議会総会を開催し、あらためて地域における役割を再確認しました。

私たちの活動は先頭に立って人をリードしていくとか、指導者ではなく、健康づくりの案内役を務めることです。地域との連帯感を持ち、お互いが影響しあい、体験を共有しあう仲間づくりが健康づくりの輪を広げることとなります。まずは、「自分の健康は自分で守る。」「家族の健康は家族で守りあう。」を目標に地区活動を推進していきます。気軽に声をかけてください。



吉田温水プール各種教室生徒募集 ☎47-1210

各教室の開催時間は1時間

【水中アクアエクササイズ】
とき/月曜10時、金曜19時10分、コース/全10回、会費/5,000円(施設使用料は別途)、定員/各コース共20名

【シニア水泳教室】
とき/月曜14時、会費/月額5,000円(施設使用料を含む)、定員/10名

【水中ウォーキング教室】
とき/火曜14時、会費/月額5,500円(施設使用料を含む)、定員/15名

【幼児水泳教室】
とき/月・火・木・金曜それぞれ18時、会費/各コース共月額5,000円(施設使用料を含む)、定員/各コース共10名

【学童水泳教室】
とき/月曜(初級)18時、(中級)19時、火曜(初級)18時、(中級)19時、金曜(初級)18時、(中級)19時、コース/月額5,000円(週1回)、月額5,000円、週2回(月・木)コース月額7,000円(それぞれ施設使用料を含む)、定員/各コース10名

■申込方法 吉田温水プール窓口および電話で受け付けます。(但し、定員になっていないコースはキャンセル待ちとなります)